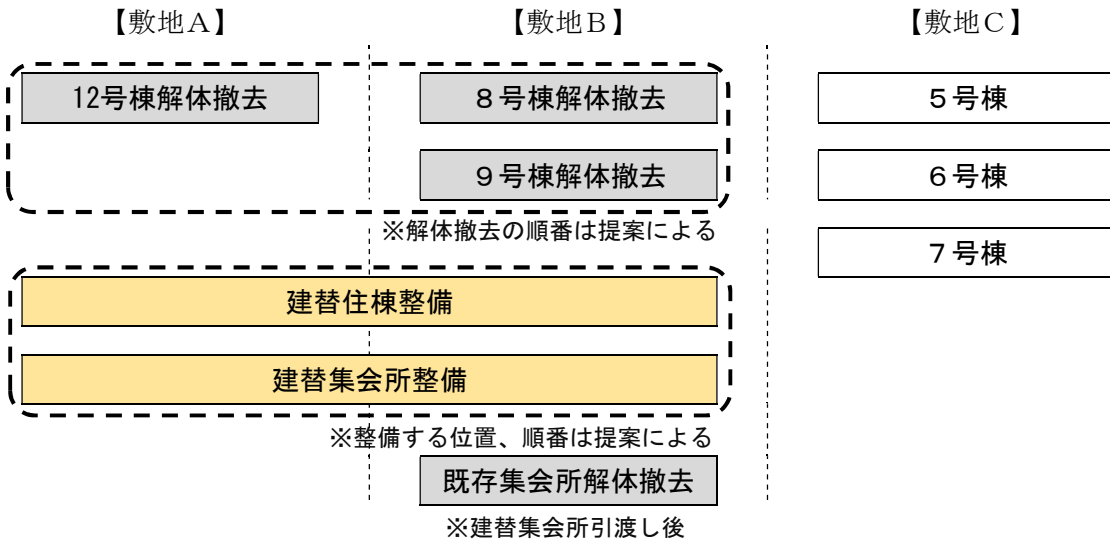


## 添付資料05 入居者移転計画（基本手順）

本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替住棟等の工程を立案すること。

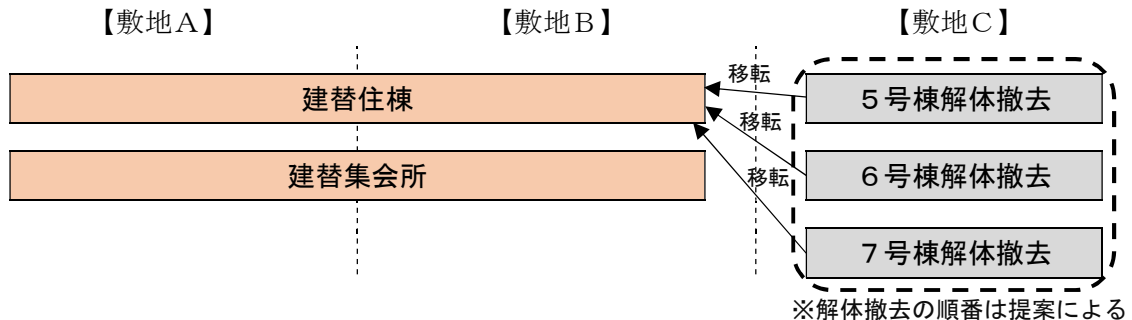
### 1 第1期 既存住棟の解体撤去＋建替住棟及び建替集会所の整備＋既存集会所の解体撤去

敷地Aにて12号棟、敷地Bにて8、9号棟の解体撤去を行い、敷地A・Bに建替住棟及び建替集会所の整備を行う。建替集会所を県に引渡しした後、既存集会所の解体撤去を行う。



### 2 第2期 既存住棟の解体撤去

既存住棟（5～7号棟）の入居者の建替住棟への移転（本事業範囲外）完了後、これらの住棟の解体撤去を行う。



### 3 第3期 付帯施設等の整備

敷地A及び敷地Bの全部、活用用地を除いた敷地Cの一部を含めた県営住宅整備用地にて付帯施設等の整備を行い、県営住宅整備用地全体の引渡しを行う。

